

船舶事故調査報告書

平成30年2月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成29年6月29日 14時05分ごろ
発生場所	京浜港横浜第1区山下ふ頭3号岸壁 横浜貯木場防波堤灯台から真方位323°730m付近 （概位 北緯35°27.0′ 東経139°39.4′）
事故の概要	貨物船 <sup>イッスズ</sup> ISUZUは、着岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	平成29年6月29日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 ISUZU（パナマ共和国籍）、14,122トン
船舶番号、船舶所有者等	9624902（IMO番号）、ISUZU MARINE S.A.
乗組員等に関する情報	船長（フィリピン共和国籍）、締約国資格受有者承認証 船長（パナマ共和国発給） 水先人、東京湾水先区三級水先人免状
負傷者	なし
損傷	本船 球状船首に凹損 岸壁 コンクリートに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか20人（全員フィリピン共和国籍）が乗り組み、水先人が水先業務に当たり、京浜港横浜第1区山下ふ頭3号岸壁（以下「本件岸壁」という。）の前面水域において、左回頭して出船右舷着けする予定で同岸壁に接近した。</p> <p>本船は、水先人が、平成29年6月29日14時02分ごろ主機を停止し、タグボートに左舷船尾部を押させ、バウスラストを使用して左舵を取り、惰力による約2.9ノットの対地速度で左回頭を始めた。</p> <p>本船は、左回頭中、水先人が、船首配置の航海士から本件岸壁まで距離が約30mであり、更に接近しているとの報告を受け、全速力後進を発令したものの、14時05分ごろ球状船首が本件岸壁に衝突した。</p> <p>水先人は、左回頭を始めた位置が本件岸壁に近く、また、前進行きあしと岸壁までの距離について把握していなかったため、主機の後進を発令するのが遅かったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、右舷着けの予定でバウスラスト及び舵並びに左舷船尾部に配したタグボートを使用して着岸作業中、左回頭を始めた位置が本件岸壁に近く、また、水先人が、前進行きあしと岸壁までの距離につい

	て把握していなかったことから、主機の後進を発令するのが遅れ、本件岸壁に衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、右舷着けの予定でバウスラスト及び舵並びに左舷船尾部に配したタグボートを使用して着岸作業中、左回頭を始めた位置が本件岸壁に近く、また、水先人が、前進行きあしと岸壁までの距離について把握していなかったため、主機の後進を発令するのが遅れ、本件岸壁に衝突したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 岸壁の前面水域で回頭する際は、前進行きあし及び岸壁までの距離を正確に把握し、余裕のある時機に前進行きあしを止めること。</li></ul>